

鳥取県議会議長 内田 博長 様

鳥取県議会情報公開審査会
会長 岸田 和久

答 申

公文書不存在決定処分（○年○月○日付鳥取議第○号）に係る審査請求に関する○年○月○日付鳥取議第○号による当審査会に対する諮問について、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

本件審査請求を棄却すべきである旨の諮問に係る判断は、妥当である。

第2 本件審査請求に至る経緯

○年○月○日 開示請求
同年○月○日 公文書任意提供
同月○日 公文書不存在決定
同月○日 審査請求

第3 開示請求の内容等

1 開示請求の内容

鳥取県議会○月定例会開会日当日（○年○月○日）に行われた議会運営委員会に関し、その議事内容がわかる資料及び会議における配付資料について、当該文書並びにその作成に至るまでの所属内での決裁過程がわかる文書及び議員等からの意見・質問を記録した文書

2 決定の内容

公文書不存在決定

3 決定の理由

○年○月○日に任意提供を行った文書のほかには、同年○月○日開催の議会運営委員会における配付資料（以下「本件議運配付資料」という。）の作成に至る所属内での決裁過程がわかる文書は、現に本県議会で保有していないため。

第4 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

鳥取県文書の管理に関する規程（平成24年鳥取県訓令第2号。以下「文書管理規程」という。）などに照らし、本件議運配付資料の作成に至るまでの所属内での決裁過程がわかる文書が存在していないのは違法又は不当であり、再度の探索をし、開示すること

を求める。

2 審査請求の理由

- (1) 本件開示請求においては、資料の作成に係る決裁プロセスが記録された文書を請求したが、○年○月○日付で任意提供された文書は、実際に議会運営委員会において配付された資料のいわば清書版のみであり、その作成に係る決裁プロセスがわかる資料は何ら含まれていなかった。
- (2) 本件処分のお知らせにおいて、「公文書を保有していない理由」として、決裁とは、意思表示を行う事務の処理についての最終的な意思を決定する行為をいうところ、本件議運配付資料は意思表示を行うための文書には当たらず、当該資料を作成する際に決裁手続を必要としていない旨が記載されている。しかし、文書管理規程第10条の規定は、事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう文書作成義務を課しているところ、文書作成義務を「意思表示を行う事務の処理」に限定するのは、鳥取県公文書等の管理に関する条例（平成23年鳥取県条例第52号）の趣旨・規程を矮小化するものである。
- (3) 処分庁は、本件議運配付資料はあくまでも議会運営委員会の構成員である議員（委員長）が作成するものであり、議会事務局の職員はその作成を補助するもので、決裁プロセスなど作成の経過に関する資料を残さないと説明する。しかし、本件議運配付資料は、組織としての議会事務局が職務として作成するものであるから、その作成の経過に係る記録が残されていなければ、議会事務局という一つの組織が行った事務の実績を合理的に跡付け、後になって正当な事務がなされていたことの検証ができなくなってしまう。よって、会議に付する資料の内容決定や、その資料を「補助」として会議に供して良いかについて、議会事務局内で決裁がとられたことの記録は残されていなければならない。そして、議会運営委員会に提出される資料の作成は、文書管理規程第10条にいう「処理に係る事案が軽微なもの」には該当せず、文書作成義務は免れない。
- (4) 本件議運配付資料には、「議会資料4」として議員全員協議会の開催について知事から送付された依頼文書の写しが含まれているが、本来の収受した当該文書には、収受印が押されているはずである。

第5 審査庁の諮問理由の要旨

- 1 本件審査請求は、次のとおり理由がなく、棄却されるべきである。
- 2 ○年○月○日に審査請求人に対して任意提供を実施した本件議運配付資料は、次のとおりであり、いずれも議会事務局職員の職権により作成されたものではない。
 - (1) 議会運営委員会日程
当該委員会の招集権者である議会運営委員長が、議事整理権に基づき当該委員会の招集日、招集場所、議題及び議事を示そうとするものである。
 - (2) 議会資料1 議員提出議案について
議案の提出権者である議員から提出された、当該議案の写しを添付したものである。
 - (3) 議会資料2 議事日程の変更について
議長から、本県議会の議決事項である○年○月定例会の議事日程について、議会運

営委員会に案を示そうとするものである。

- (4) 議会資料3 鳥取県議会オンライン委員会運営要綱案について
議長が、鳥取県議会委員会条例(昭和31年鳥取県条例第32号)からの委任を受けて制定しようとする当該要綱の案を示そうとするものである。
 - (5) 議会資料4 議員全員協議会の開催について
知事から送付された、依頼文書の写しである。
 - (6) 議会資料5 陳情の取扱いについて
陳情者から提出された、陳情書の写しである。
 - (7) 議会資料6 陳情の取扱いについて
陳情者から提出された、陳情書の写しである。
- 3 本件議運配付資料は、議会事務局職員以外の作成主体が作成した複数の文書をそのまま用いて会議資料の形式に整えたものであり、議会運営委員会(その構成員は議員であって、職員に対するような文書の作成や管理に係る規程類の適用はない。)を補佐するために調製されたものであるから、その作成に当たって議会事務局としての意思決定が介在するものではなく、議会事務局職員による稟議等の記録が残る形式での決裁手続きを必要としない取扱いとしていることについて、違法又は不当とはいえない。
- 4 その他、審査請求人の主張する対象公文書が存在することを窺わせる事情はない。

第6 調査審議の経過

- 令和4年7月1日 諮問
- 同月13日 審査請求人が口頭意見陳述を申立て
同日 審査請求人が意見書を提出
- 同月15日 第1回鳥取県議会情報公開審査会(審議)
- 同月20日 鳥取県議会議長に対して意見書又は資料の提出要求
- 同月21日 鳥取県議会議長が意見書を提出
- 同月23日 審査請求人が意見書を提出
- 同月30日 審査請求人が意見書を提出
- 同年8月2日 第2回鳥取県議会情報公開審査会
(審査請求人による口頭意見陳述及び審議)
- 同年9月14日 第3回鳥取県議会情報公開審査会(審議)

第7 審査会の判断

- 1 まず、本件議運配付資料の作成について、議会事務局内での稟議等の記録が残る形式での決裁手続きを要しないとしていることについて、議会運営委員会における決定や承認は、その会議における議論によって意思形成がなされるものであり、そこで配付される資料はあくまで議会事務局の職員がその作成を補助するにすぎないものであることから、文書管理規程第10条にいう「処理に係る事案が軽微なもの」として、議会事務局の職員が稟議等の記録が残る形式での決裁手続きを必要とせず口頭による確認・協議を経て資料を作成するという処理方法をとっていたとしても、直ちに違法とは言えない。
- 2 もっとも、決裁手続きの有無にかかわらず、議会事務局の職員が職務上作成し、組織

的に用いる文書であれば、原則として、鳥取県議会情報公開条例（平成12年鳥取県条例第59号）の規定に基づく開示請求の対象となるものである。そのため、本件議運配付資料の作成過程において口頭による確認や協議に使用された紙面資料等が存在するのであれば、本件開示請求において、開示対象とすべきである。

- 3 この点について、処分庁から、実際の事務処理の流れとして、口頭による確認や協議において使用された紙面については、修正指示があった場合、修正前のものについてはその都度破棄をすること、また、パソコン内の電子データについてはその都度上書きして更新し、修正前のものは残さないため、本件議運配付資料の作成過程において口頭による確認や協議に使用された紙面資料等は、本件開示請求時には既に存在していなかったとの説明があり、これに反する事実や証拠は認められなかった。
- 4 このような事務処理の根拠として、鳥取県議会事務局処務規程（昭和38年鳥取県議会告示第2号）第10条（文書の保存期間に係る規定である。）の「第5類 1年未満保存 一時的処理に属する軽易な文書で1年を超えて保存する必要がないと認められるもの」に該当するものと考えられ、修正前の紙面又は電子データについて用を終えた段階で破棄又は更新したとしても、違法とはいえないものと認められる。
- 5 また、審査請求人の主張する「議会資料4」の議員全員協議会の開催について知事から送付された依頼文書の写しについて、受付印を押した原本を議会事務局において別に保有していることを確認した。ここで、原本が本件開示請求の範囲に含まれるかが問題となるが、当該文書は、議員全員協議会の開催通知等の関連資料として保管されており、議会事務局内において供覧されるなどの処理がされることはなく本件議運配付資料の作成の過程において活用されたものではないことから、本件開示請求の範囲に含まれないとした処分庁の判断も相当でないとまではいえない。なお、この点については、開示すべきとする意見もあったところである。
- 6 以上より、本件開示請求に対する公文書不存決定処分は維持されるべきであり、本件審査請求を棄却すべきである旨の諮問に係る判断は、妥当であるものとの結論に達した。
- 7 確かに、審査請求人が主張するように、議会事務局の職員が作成する全ての文書についてその過程に係る一切の記録を残すべきという考え方もあると思われるが、一方で、各資料の重要性を見極め取捨選択して事務の適正化・効率化を図ることや膨大な資料の保管に係るコストを削減するという観点からは、議会事務局における事務処理方法に一定の合理性は認められるところであり、以上のとおり判断した。

（答申を行った委員の氏名（会長以外は、五十音順））

会長	岸田	和久
委員	尾崎	真理子
委員	衣笠	克則
委員	佐藤	匡
委員	米田	由起枝